

平成 26 年

尼崎市の事業所

—経済センサス—基礎調査 市集計結果報告—

尼崎市

ま え が き

平成26年経済センサスー基礎調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として平成26年7月1日現在で実施されました。

経済センサスー基礎調査は、我が国の事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を整備することを目的としています。

この報告は、総務省統計局『経済センサスー基礎調査』の調査票情報のうち、尼崎市に関する結果を市が独自に集計したものであり、この報告が実務や調査研究の参考として広く各方面で活用いただければ幸いに存じます。

また、調査にご協力いただきました各事業主の皆様をはじめ、関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

平成28年10月

尼崎市総務局
情報統計担当

目 次

I	調査の概要	1
II	用語の説明	3
III	利用上の注意	7
IV	調査結果の概要	
1	概要	8
2	産業別の状況	9
3	経営組織別の状況	12
4	従業者規模別の状況	12
5	従業上の地位別の状況	14
6	地区別の状況	15
7	企業の状況	16

統計表

第1表	産業（大分類）別事業所数及び男女別従業者数	18
第2表	産業（大分類）、地区別事業所数及び従業者数（全事業所）	18
第3表	産業（大分類）、経営組織別事業所数及び従業者数	20
第4表	産業（大分類）、経営組織別、従業上の地位別従業者数	20
第5表	産業（中分類）、従業者規模別民営事業所数及び従業者数	22
第6表	産業（中分類）、本所・支所の別民営事業所数及び男女別従業者数	28
第7表	産業（中分類）、事業所の開設時期別民営事業所数及び男女別従業者数	34
第8表	産業（中分類）、常用雇用者規模別民営事業所数及び従業者数	40
第9表	産業（小分類）、地区別事業所数及び従業者数	46
第10表	企業産業（中分類）、資本金額別企業数及び企業常用雇用者数	74
第11表	町（丁）別事業所数及び従業者数（全事業所）	80

I 調査の概要

1 調査の目的

経済センサス - 基礎調査は、我が国の事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を整備することを目的としている。

2 調査日

平成 26 年 7 月 1 日

3 調査対象

調査は国内に所在する全ての事業所のうち、以下に掲げる事業所を除く事業所・企業について行った。

- (1) 日本標準産業分類大分類 A - 農業・林業に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類大分類 B - 漁業に属する個人経営の事業所
- (3) 日本標準産業分類大分類 N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792 - 家事サービス業に属する事業所
- (4) 日本標準産業分類大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96 - 外国公務に属する事業所

4 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所とした。

5 調査の方法

調査は「甲調査」と「乙調査」の 2 種類からなり、甲調査においては、事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と総務省、都道府県、市による調査に分けて実施した。

(1) 甲調査

①調査員調査

単独事業所及び新設事業所については、調査員が調査票の配布を行い、収集は調査員による回収又はオンラインにより行った。

・総務省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員 - 調査事業所

②総務省、都道府県、市による調査

国内に支社（支店・支所）を有する企業については、その本社（本店・本所）となる事業所に対して、総務省が調査票の配布を郵送で行い、収集は総務省、都道府県、市の担当区分に応じてオンライン又は郵送により行った。

ア 市による調査

同一市内に全事業所を有する従業者数 30 人未満の企業の事業所（ウに掲げるものを除く。）

- ・総務省－都道府県－市－調査事業所

イ 都道府県による調査

同一都道府県内に大多数の事業所を有する従業者数 30 人未満の企業の事業所（ア及びウに掲げるものを除く。）

- ・総務省－都道府県－調査事業所

ウ 総務省による調査

複数の都道府県の区域にわたって事業所を有する企業の事業所、従業者数 30 人以上の企業の事業所及び総務大臣が定めた事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣が定めた調査区内の事業所

- ・総務省－調査事業所

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所を対象とする。

調査は、市町村の調査事業所にあつては市町村が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県が、国の調査事業所にあつては総務省が、オンラインにより調査票の配布、収集を行った。

6 調査事項

(1) 甲調査

①事業所に関する調査

名称、電話番号、所在地、開設時期、従業者数、事業の種類、業態、単独事業所・本所・支所の別、年間総売上(収入)金額

②企業に関する事項

経営組織、資本金等の額、外国資本比率、決算月、株式会社か否か、親会社の有無、親会社の名称、親会社の所在地及び電話番号、子会社の有無及び子会社の数、組織全体の常用雇用者数、組織全体の主な事業の種類、国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数、本所の名称、本所の所在地及び電話番号、年間総売上(収入)金額

(2) 乙調査

名称、電話番号、所在地、職員数、事業の種類、事業の委託先の名称・電話番号及び所在地

Ⅱ 用語の説明

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

①民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

②出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

③事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいう。

2 従業者

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

(1) 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

(2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

(3) 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

(4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成26年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

①正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

②正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

(5) 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(6) 他への出向・派遣従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

3 他からの出向・派遣従業者

民営事業所において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

4 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。なお、一部の小分類項目については、小分類項目を分割したのもも小分類としている。

5 経営組織

(1) 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

①個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

②法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

③会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。

なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

④会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

⑤法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

(2) 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合など）の事業所をいう。

6 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいう。

7 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）又は個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等となる。

8 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

9 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類している。なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一である。

10 単独・本所・支所の別

(1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

(2) 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があって、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

(3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

11 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

12 異動状況別事業所

(1) 存続事業所

調査日現在に存在した事業所（休業中の事業所を除く。）のうち、平成 24 年経済センサス - 活動調査でも把握されていた事業所をいう。

(2) 新設事業所

調査日現在に存在した事業所（休業中の事業所を除く。）のうち、平成 24 年経済センサス - 活動調査で把握されていなかった事業所をいう。

ただし、他の場所から移転して現在の場所に新設された事業所を含む場合がある。

(3) 廃業事業所

平成 24 年経済センサス - 活動調査で把握されていた事業所で、調査日までに廃業した事業所（休業中の事業所を含む。）をいう。

ただし、他の場所に移転して当該地に存在しなくなった事業所を含む場合がある。

Ⅲ 利用上の注意

- 1 調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所・企業について行った。
 - (1) 日本標準産業分類大分類A－農業，林業に属する個人経営の事業所
 - (2) 日本標準産業分類大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
 - (3) 日本標準産業分類大分類N－生活関連サービス業，娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
 - (4) 日本標準産業分類大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

- 2 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、平成 24 年経済センサス - 活動調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計した。

- 3 「従業者数」はすべて男女別不詳分を含める。

- 4 本書で用いる産業分類は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づき分類している。
なお、一部の小分類項目については、小分類項目を分割したのもも小分類としている。

- 5 結果表に用いる記号の意味は以下のとおりである。

「0」	……	単位未満
「－」	……	該当数値なし
「△」	……	マイナスの数値

IV 調査結果の概要

1 概要

経済センサス - 基礎調査確報集計による平成 26 年 7 月 1 日現在の尼崎市の事業所数は 19,526 事業所、従業者数は 206,252 人となっている。うち事業内容等が不詳の事業所を除いた事業所数は 18,492 事業所で、このうち民営事業所は、18,149 事業所、従業者数は 194,509 人となっている。

(※注意) 以降、事業内容等が不詳の事業所を除いて記述する。

民営事業所数	18,149 事業所	平成 24 年と比べ 271 事業所 (1.5%) 増加
民営従業者数	194,509 人	平成 24 年と比べ 5,459 人 (2.9%) 増加

*従業者数の総数には、男女別の不詳も含む。

(1)事業所数及び従業者数

尼崎市の事業所数は 18,492 事業所、従業者数は 206,252 人となっている。これを 1 事業所当たりの平均従業者数で見ると、全事業所平均で 11.2 人となっている。

民営事業所に関して平成 24 年と比べると、事業所数が 271 事業所(1.5%)の増、従業者数が 5,459 人(2.9%)の増となっている。さらに、従業者数を男女別に平成 24 年と比べると、男は 939 人(0.8%)の増、女は 4,674 人(6.2%)の増となっている。

表 1 年次別事業所数及び男女別従業者数 (民 営)

年次	事業所数			従業者数				1 事業所 当たり従 業者数	
	増減数	増減率 (%)		増減数	増減率 (%)	男	女		
平成 26 年	18,149	271	1.5	194,509	5,459	2.9	114,063	80,306	10.7
24	17,878	—	—	189,050	—	—	113,124	75,632	10.6

(2)近隣地域との比較

兵庫県下各市町と比べると、尼崎市は事業所数、従業者数ともに神戸市、姫路市に次いで多い。神戸・阪神地区で 1 事業所当たり従業者数をみると、三田市が 13.7 人ともっとも多く、次いで伊丹市 11.1 人、尼崎市 10.7 人、猪名川町 10.7 人と続いている。

また平成 24 年と比べると、全市町とも事業所数及び従業者数は増加している。

表2 地域別事業所数及び従業者数（民 営）

県・市町	事業所数			従業者数			1事業所 当たり従 業者数
	対平成24年			対平成24年			
	増減数	増減率(%)		増減数	増減率(%)		
兵庫県	224,343	5,466	2.5	2,215,370	41,776	1.9	9.9
神戸市	70,797	2,991	4.4	732,116	23,165	3.3	10.3
姫路市	24,939	766	3.2	249,578	4,169	1.7	10.0
阪神南地域	35,460	1,319	3.9	366,132	7,698	2.1	10.3
尼崎市	18,149	271	1.5	194,509	5,459	2.9	10.7
西宮市	14,200	836	6.3	147,892	568	0.4	10.4
芦屋市	3,111	212	7.3	23,731	1,671	7.6	7.6
阪神北地域	19,168	675	3.7	201,107	6,116	3.1	10.5
伊丹市	5,846	229	4.1	65,092	105	0.2	11.1
宝塚市	5,776	182	3.3	53,197	2,120	4.2	9.2
川西市	4,128	179	4.5	37,858	2,809	8.0	9.2
三田市	2,783	77	2.8	38,165	1,028	2.8	13.7
猪名川町	635	8	1.3	6,795	54	0.8	10.7

2 産業別の状況

事業所数 「卸売業、小売業」が4,334事業所(23.9%)ともっとも多く、平成24年と比べると1.5%の減少となっている

従業者数 「製造業」が41,826人(21.5%)ともっとも多く、平成24年と比べると0.03%の減少となっている

(1)事業所数

産業大分類別に事業所数をみると、「卸売業、小売業」が4,334事業所(23.9%)ともっとも多く、「宿泊業、飲食サービス業」が2,904事業所(16.0%)、製造業が1,817事業所(10.0%)と続いており、この3産業で尼崎市の約半数を占めている。

平成24年と比べると、「医療・福祉」産業の増加率が顕著で、215事業所(14.0%)増となった。一方で、「卸売業、小売業」は64事業所(1.5%)減、「宿泊業、飲食サービス業」は37事業所(1.3%)減となった。

(2)従業者数

従業者数をみると、「製造業」が41,826人(21.5%)ともっとも多く、「卸売業、小売業」が35,880人(18.4%)、「医療、福祉」が27,173人(14.0%)と続いており、この3産業で尼崎市の半数以上を占めている。

平成24年と比べると、「医療・福祉」産業で4,117人(17.9%)増となった。一方で、「宿泊業、飲食サービス業」で1,312人(△7.1%)減、「建設業」で672人(△5.2%)減となった。

図1 産業(大分類)別事業所数 (民 営)

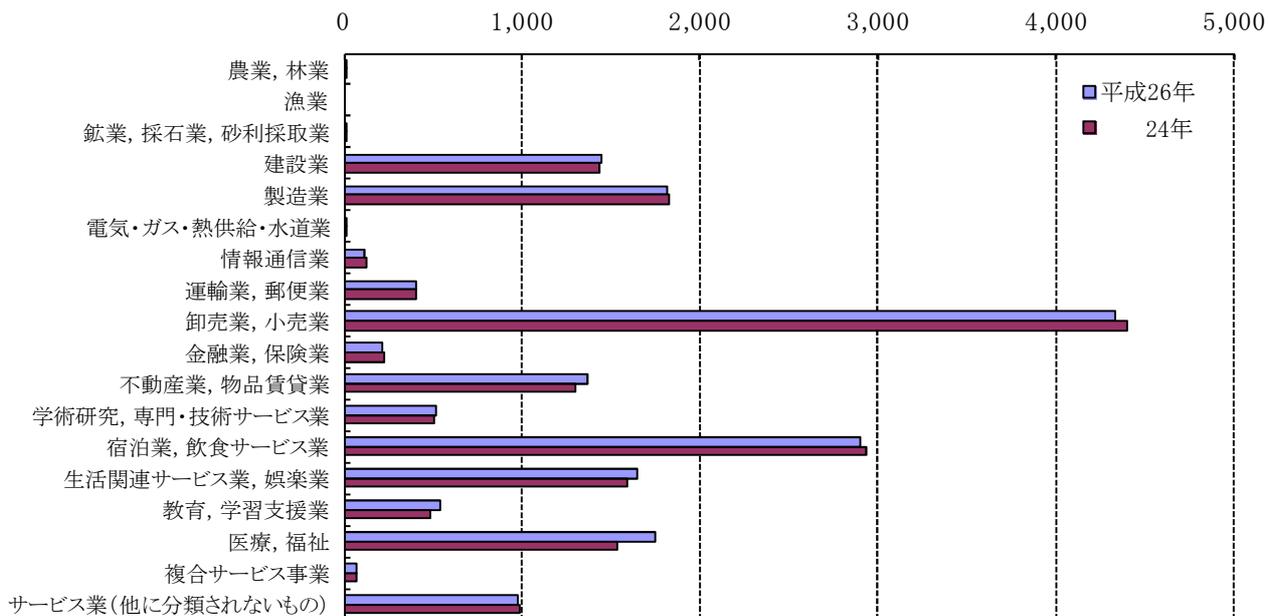


表3 産業(大分類)、年次別事業所数 (民 営)

産業(大分類)	平成 26 年		24 年	対平成 24 年	
	事業所数	構成比(%)		増減数	増減率(%)
総数	18,149	100.0	17,878	271	1.5
A 農業, 林業	15	0.1	7	8	114.3
B 漁業	—	—	—	—	—
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	0.0	1	0	0.0
D 建設業	1,443	8.0	1,435	8	0.6
E 製造業	1,817	10.0	1,825	△ 8	△ 0.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	18	0.1	13	5	38.5
G 情報通信業	120	0.7	128	△ 8	△6.3
H 運輸業, 郵便業	404	2.2	407	△ 3	△0.7
I 卸売業, 小売業	4,334	23.9	4,398	△ 64	△ 1.5
J 金融業, 保険業	222	1.2	228	△ 6	△ 2.6
K 不動産業, 物品賃貸業	1,365	7.5	1,302	63	4.8
L 学術研究, 専門・技術サービス業	520	2.9	511	9	1.8
M 宿泊業, 飲食サービス業	2,904	16.0	2,941	△ 37	△ 1.3
N 生活関連サービス業, 娯楽業	1,649	9.1	1,599	50	3.1
O 教育, 学習支援業	540	3.0	488	52	10.7
P 医療, 福祉	1,750	9.6	1,535	215	14.0
Q 複合サービス事業	68	0.4	70	△ 2	△ 2.9
R サービス業(他に分類されないもの)	979	5.4	990	△ 11	△ 1.1
(再掲)					
第一次産業 (A~B)	15	0.1	7	8	114.3
第二次産業 (C~E)	3,261	18.0	3,261	0	0.0
第三次産業 (F~R)	14,873	81.9	14,610	263	1.8

図2 産業(大分類)従業者数 (民 営)

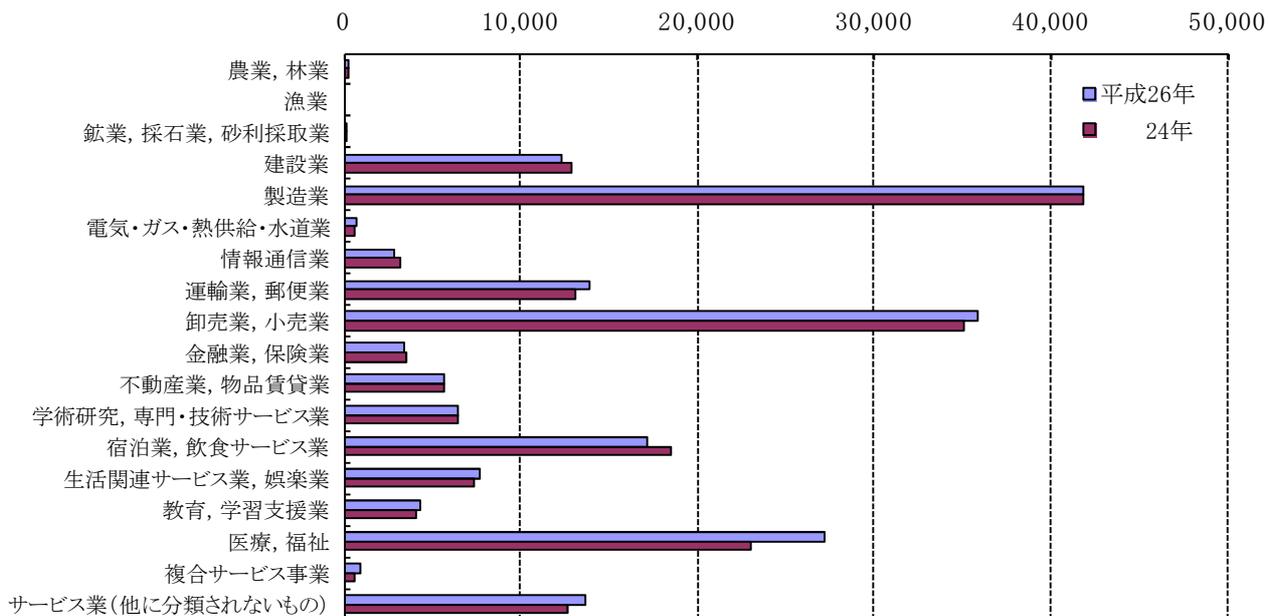


表4 産業(大分類)、年次別従業者数 (民 営)

産業(大分類)	平成 26 年		24 年	対平成 24 年	
		構成比(%)		増減数	増減率(%)
総数	194,509	100.0	189,050	5,459	2.9
A 農業, 林業	297	0.2	237	60	25.3
B 漁業	—	—	—	—	—
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	36	0.0	32	4	12.5
D 建設業	12,277	6.3	12,949	△ 672	△ 5.2
E 製造業	41,826	21.5	41,838	△ 12	0.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	680	0.3	643	37	5.8
G 情報通信業	2,916	1.5	3,211	△295	△9.2
H 運輸業, 郵便業	13,879	7.1	13,103	776	5.9
I 卸売業, 小売業	35,880	18.4	35,045	835	2.4
J 金融業, 保険業	3,449	1.8	3,553	△ 104	△ 2.9
K 不動産業, 物品賃貸業	5,737	2.9	5,643	94	1.7
L 学術研究, 専門・技術サービス業	6,509	3.3	6,445	64	1.0
M 宿泊業, 飲食サービス業	17,187	8.8	18,499	△ 1,312	△ 7.1
N 生活関連サービス業, 娯楽業	7,744	4.0	7,359	385	5.2
O 教育, 学習支援業	4,336	2.2	4,143	193	4.7
P 医療, 福祉	27,173	14.0	23,056	4,117	17.9
Q 複合サービス事業	924	0.5	596	328	55.0
R サービス業(他に分類されないもの)	13,659	7.0	12,698	961	7.6
(再掲)					
第一次産業 (A~B)	297	0.2	237	60	25.3
第二次産業 (C~E)	54,139	27.8	54,819	△ 680	△ 1.2
第三次産業 (F~R)	140,073	72.0	133,994	6,079	4.5

3 経営組織別の状況

民営個人事業所は 7,509 事業所、 個人事業所の従業者は 22,581 人
 民営法人事業所は 10,580 事業所、 法人事業所の従業者は 171,748 人

(1)事業所数

「個人」は 7,509 事業所(41.4%)、「法人」は 10,580 事業所(58.3%)、うち「会社」は 9,433 事業所(52.0%)となっている。また、「外国の会社」は 3 事業所(0.0%)、「法人でない団体」は 57 事業所(0.3%)となっている。

平成 24 年と比べると、「個人」が 4.1%減少、また「法人」が 5.9%増加している。

(2)従業者数

「個人」は 22,581 人(11.6%)、「法人」は 171,748 人(88.3%)、うち「会社」は 148,845 人(76.5%)となっている。また、「外国の会社」は 34 人(0.0%)、「法人でない団体」は 146 人(0.1%)となっている。

平成 24 年と比べると、「個人」が 5.9%減少、また「法人」が 4.2%増加している。

表 5 経営組織別事業所数及び従業者数（民 営）

経営組織	平成 26 年		24 年	対 24 年	
		構成比(%)		増減数	増減率(%)
事 業 所 数					
総 数	18,149	100.0	17,878	271	1.5
個人	7,509	41.4	7,827	△318	△4.1
法人	10,580	58.3	9,990	590	5.9
うち会社	9,433	52.0	8,985	448	5.0
外国の会社	3	0.0	2	1	50.0
法人でない団体	57	0.3	59	△2	△3.4
従 業 者 数					
総 数	194,509	100.0	189,050	5,459	2.9
個人	22,581	11.6	24,001	△1,420	△5.9
法人	171,748	88.3	164,874	6,874	4.2
うち会社	148,845	76.5	145,119	3,726	2.6
外国の会社	34	0.0	37	△3	△8.1
法人でない団体	146	0.1	138	8	5.8

4 従業者規模別の状況

「1～4 人」の事業所は 10,373 事業所(57.2%)、「5～9 人」の事業所は 3,662 事業所(20.2%)、「10～19 人」の事業所は 2,176 事業所(12.0%)となっている。従業者 20 人未満の事業所が約 9 割を占めている。

(1)事業所数

事業所について、従業者規模別に事業所数をみると、「1～4人」の事業所が10,373事業所ともっとも多く、全事業所数の57.2%を占めている。以下「5～9人」3,662事業所(20.2%)、「10～19人」2,176事業所(12.0%)となっている。

平成24年と比べると、「300人以上」で5事業所(△10.6%)減少したが、他は増減なしもしくは増加している。

(2)従業者数

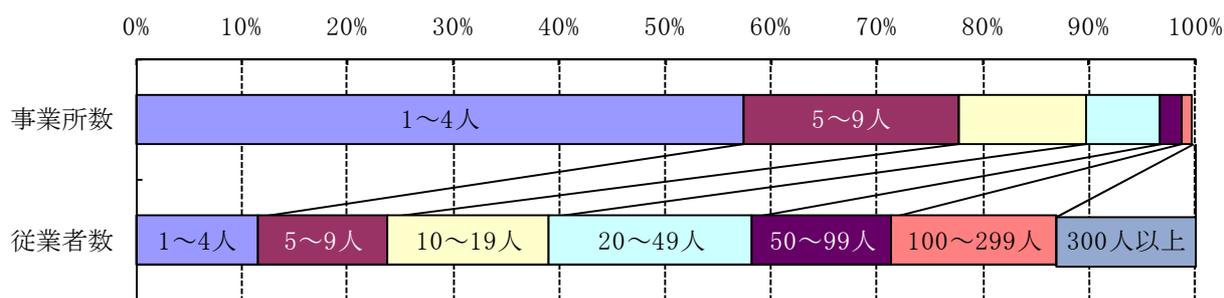
従業者数をみると、「20～49人」の事業所が37,351人(19.2%)ともっとも多い。以下「100～299人」30,076人(15.5%)、「10～19人」29,623人(15.2%)と続いている。

平成24年と比べると、「300人以上」で357人(△1.4%)、「1～4人」の事業所で46人(△0.2%)減少したが、他はすべて増加している。

表6 従業者規模別事業所数及び従業者数(民営)

従業者規模	平成26年		24年	対24年	
		構成比(%)		増減数	増減率(%)
事業所数					
総数	18,149	100.0	17,878	271	1.5
1～4人	10,373	57.2	10,251	122	1.2
5～9人	3,662	20.2	3,636	26	0.7
10～19人	2,176	12.0	2,159	17	0.8
20～49人	1,273	7.0	1,182	91	7.7
50～99人	369	2.0	369	0	0
100～299人	183	1.0	170	13	7.6
300人以上	42	0.2	47	△5	△10.6
出向・派遣従業者のみ	71	0.4	64	7	10.9
従業者数					
総数	194,509	100.0	189,050	5,459	2.9
1～4人	22,367	11.5	22,413	△46	△0.2
5～9人	23,962	12.3	23,697	265	1.1
10～19人	29,623	15.2	29,013	610	2.1
20～49人	37,351	19.2	34,814	2,537	7.3
50～99人	25,581	13.2	25,070	511	2.0
100～299人	30,076	15.5	28,137	1,939	6.9
300人以上	25,549	13.1	25,906	△357	△1.4

図3 従業者規模別事業所数及び従業者数の割合（民 営）



5 従業上の地位別の状況

雇用者は173,704人で従業者の89.3%を占める。うち「正社員・正職員」が99,711人(51.3%)、「パート・アルバイト等」が66,696人(34.3%)となっている。

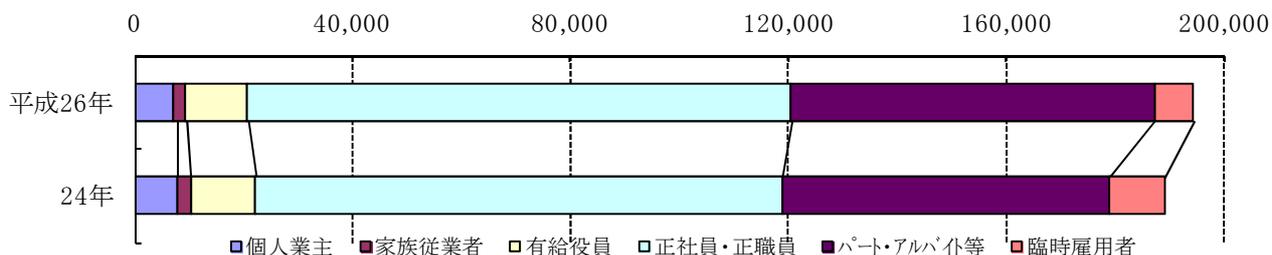
事業所について、従業上の地位別に従業者数をみると、「雇用者」は173,704人(89.3%)、「有給役員」は11,371人(5.8%)、「個人業主」と「家族従業者」は9,434人(4.9%)となっている。

平成24年と比べると、「常用雇用者」が9,800人(6.3%)の増加に転じたことで、総数も5,459人(2.9%)の増加となった。

表7 従業上の地位別従業者数（民 営）

従業上の地位	平成26年		24年		対24年	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	増減数	増減率
総数	194,509	100.0	189,050	100.0	5,459	2.9
個人業主	7,263	3.7	7,696	4.1	△ 433	△ 5.6
家族従業者	2,171	1.1	2,604	1.4	△ 433	△ 16.6
有給役員	11,371	5.8	11,920	6.3	△ 549	△ 4.6
雇用者	173,704	89.3	166,830	88.2	6,874	4.1
常用雇用者	166,407	85.6	156,607	82.8	9,800	6.3
正社員・正職員	99,711	51.3	96,721	51.2	2,990	3.1
パート・アルバイト等	66,696	34.3	59,886	31.7	6,810	11.4
臨時雇用者	7,297	3.8	10,223	5.4	△ 2,926	△ 28.6

図4 従業上の地位別割合の推移（民 営）



6 地区別の状況

尼崎市では南部が事業所及び従業者ともに半数以上を占めている。

(1) 事業所数

事業所については、事業所数を地区別にみると、小田地区が 3,998 事業所(22.0%)でもっとも多く、以下、立花地区 3,827 事業所(21.1%)、中央地区 3,249 事業所(17.9%)となっている。

(2) 従業者数

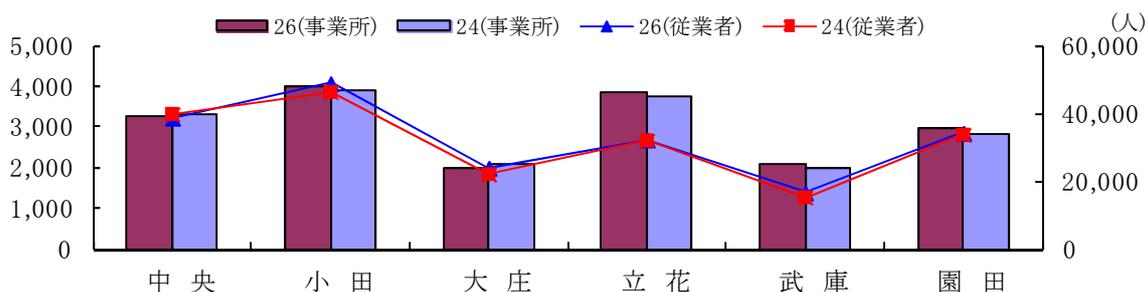
従業者については、従業者数を地区別にみると、小田地区が 48,854 人(25.1%)ともっとも多く、以下、中央地区 38,665 人(19.9%)、園田地区 34,176 人(17.6%)と続いている。

表 8 地区別事業所数及び従業者数（民 営）

地区	平成 26 年		24 年	対 24 年		1 事業所当 り従業者数
		構成比(%)		増減数	増減率(%)	
事 業 所 数						
総数	18,149	100.0	17,878	271	1.5	—
中 央	3,249	17.9	3,329	△ 80	△ 2.4	—
小 田	3,998	22.0	3,918	80	2.0	—
大 庄	1,993	11.0	2,065	△ 72	△ 3.5	—
立 花	3,827	21.1	3,757	70	1.9	—
武 庫	2,104	11.6	1,996	108	5.4	—
園 田	2,975	16.4	2,813	162	5.8	—
従 業 者 数						
総数	194,509	100.0	189,050	5,459	2.9	10.7
中 央	38,665	19.9	39,789	△ 1,124	△ 2.8	11.9
小 田	48,854	25.1	46,290	2,564	5.5	12.2
大 庄	23,923	12.3	22,042	1,881	8.5	12.0
立 花	32,245	16.6	31,988	257	0.8	8.4
武 庫	16,610	8.5	15,229	1,381	9.1	7.9
園 田	34,176	17.6	33,712	464	1.4	11.5

(*) 総数には住所地の不詳を含み、また民営事業所のみ抽出しているため、統計表第 2 表及び第 9 表の数とは一致しない。

図 5 地区別事業所数及び従業者数の推移



7 企業の状況

企業数 5,597 企業、常用雇用者数 101,619 人
 企業数や従業者数が「建設業」「製造業」「卸売業・小売業」の3産業で約6割を占める。

(1) 企業数

尼崎市に本所・本社・本店を置く企業（単独事業所を含む。）の総数は5,597企業で、産業大分類別にみると、「卸売業・小売業」の1,238企業(22.1%)がもっとも多く、「製造業」1,076企業(19.2%)、「建設業」1,032企業(18.4%)と続いている。

(2) 従業者数

尼崎市の企業の常用雇用者数（支所・支社・支店を含む。）の総数は、101,619人で、産業大分類別にみると、「製造業」の34,561人(34.0%)がもっとも多く、「卸売業・小売業」20,850人(20.5%)、「建設業」10,334人(10.2%)と続いている。

表9 産業(大分類)、企業数及び常用雇用者数（会社企業）

産業（大分類）	企業数		常用雇用者数	
		構成比(%)		構成比(%)
総数	5,597	100.0	101,619	100.0
A 農業，林業	9	0.2	255	0.3
B 漁業	—	—	—	—
C 鉱業，採石業，砂利採取業	—	—	—	—
D 建設業	1,032	18.4	10,334	10.2
E 製造業	1,076	19.2	34,561	34.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.1	13	0.0
G 情報通信業	68	1.2	1,226	1.2
H 運輸業，郵便業	201	3.6	10,276	10.1
I 卸売業，小売業	1,238	22.1	20,850	20.5
J 金融業，保険業	49	0.9	170	0.2
K 不動産業，物品賃貸業	777	13.9	2,726	2.7
L 学術研究，専門・技術サービス業	171	3.1	1,170	1.2
M 宿泊業，飲食サービス業	205	3.7	3,966	3.9
N 生活関連サービス業，娯楽業	174	3.1	2,456	2.4
O 教育，学習支援業	59	1.1	954	0.9
P 医療，福祉	230	4.1	3,674	3.6
Q 複合サービス事業	—	—	—	—
R サービス業（他に分類されないもの）	305	5.4	8,988	8.8